

# 身延町働く婦人の家における感染拡大予防ガイドライン

身延町役場下部支所

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と身延町働く婦人の家での活動の両立を進めるために、「感染拡大防止」の実践を図りながら、施設内で行われる活動に係る基本的な考えを示すものです。今後状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直し等を行うこともあります。

## 1. 3密の回避

### (1) 密閉の回避

- ① 各部屋を利用する際には、窓を開放したままで利用できる場合は(網戸や換気窓の表示がある等)、常時開放して利用する。
- ② 窓を常時開放することが困難な場合は、30分に1回、5分程度、窓や出入口扉を全開にして換気を行う。

### (2) 密集の回避

- ① 利用団体は、滞在時間を出来る限り短縮する。
- ② 当面の間、各部屋に利用制限人数を設け、混雑を回避する。(収容定員の半分程度以内)

### (3) 密接の回避

- ① 近距離での会話や発声は避けて、最低1mの対人距離を確保する。
- ② 玄関や廊下等の共有スペースで滞留をしない。
- ③ 休憩する際には、他の人との間隔を確保する。

## 2. その他の感染防止策

### (1) マスクの着用

施設内ではマスクの着用をお願いします。マスクを外す場合は、適切な距離を取るようお願いします。

### (2) 手洗い・手指消毒

- ① 利用前の、手洗い手指消毒をお願いします。
- ② 消毒用の資材は、施設内にあるものや持参したものを使用する。

### (3) 体調管理

- ① 利用者は事前に検温し、発熱や軽度の風邪症状(せき・鼻水・喉の痛み)、嘔吐・下痢の症状がある場合は、利用しない。

- ② 利用者の代表者は、当日の参加者の健康状態を把握する。

#### (4) 清掃・消毒の実施

- ① 各室利用後、利用者が触れた部分（テーブル、椅子、ドアノブ、窓のハンドル部分、電気スイッチなど）を利用者が消毒液及び雑巾等（施設内にあるものや持参したものを使用する）で清拭すること。
- ② ゴミの持ち帰り  
利用の際に出たごみ（使用済のペーパー等可燃物、缶、ペットボトル等）については、利用者が持ち帰る。
- ③ トイレ  
洋式トイレの使用後は、必ず便器のフタを閉めてから水を流すとともに、便座や洗浄レバーについては消毒液及び雑巾等（施設内にあるものや持参したものを使用する）で清拭すること。

### 3. チェックリストの作成

利用者団体は利用後、本ガイドラインのとおり使用したことを示すよう、別紙チェックリストに記入し提出する。